

建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請のよくある質問(2027年度及び2028年度認定)

建設局建設管理部建設政策課

【工事・コンサル】 前回からの変更点について教えてください。	1 申請方法について 申請方法は、「電子申請」のみとなります。書面で申請された場合、受付できませんのでご注意ください。 2 経営事項審査を受審中での申請について【工事】 <u>経営事項審査を受審中に申請ができるのは、「主たる営業所を福山市内に有する業者のうち広島県知事許可」のみとなります（「国土交通大臣許可」の場合、受審中での申請ができません）。</u> <u>その場合、申請期限までに、「経営事項審査の総合評定値請求書」及び「経営状況分析結果通知書」を広島県へ提出し、「誓約書2」を福山市へ提出してください。</u> <u>その後、2027年(令和9年)1月29日までに、「経営事項審査の総合評定値通知書」を福山市へ提出してください。詳しくは申請の手引をご覧ください。</u> 3 添付資料について (1)、(2)、(3)は【工事】 (1)経営事項審査の総合評定値通知書について、組織再編後に経営事項審査の結果通知を受けていない場合には、建設業許可継承の認可通知書の写しで代えることができるものとします。 (2)前回の添付書類のうち工事経歴書及び営業用機械器具調書について、提出を不要とします。 (3)様式名称について、「専任技術者調書」から「営業所技術者等調書」へ変更しています。(内容に変更はありません) (4)印鑑証明書について、原本に限らず写しの提出も可能とします(ただし、入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものとしてください)。 4 その他 「入札参加資格審査申請書」等の書面による提出を必要としないものについては、申請の手引き(提出書類一覧)から削除しています(手引きから削除していますが、電子申請システムにて提出が必要なことに変更はありません)。
【工事・コンサル】 申請期間について教えてください。	<u>電子入札等システムで11月2日(月)～11月20日(金)までに電子申請を行い、添付資料を11月27日(金)(必着)までに持参又は郵送により提出してください。</u>
【工事・コンサル】 福山市にのみ入札参加資格の申請を希望しています。広島県には申請を行いませんが、広島県に添付資料を送付しないといけなのではないでしょうか。	<u>添付書類のうち、広島県と各市町の共通で提出を求めている書類は、広島県において一括審査を行っているため、申請先が福山市のみであっても、添付書類の一部は広島県に送付する必要があります。</u>詳しくは申請の手引をご覧ください。

建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請の
よくある質問(2027年度及び2028年度認定)

建設局建設管理部建設政策課

【工事・コンサル】

各種証明書は、いつ時点のものを提出すればよいでしょうか。

提出する日の3か月前の日以降に発行されたものとします。

なお、原本を必要とするもの、写しでも可とするものがありますので、詳しくは申請の手引をご覧ください。

【工事・コンサル】

認定通知書送付用封筒は、自社の会社名が入った封筒を使用してもよいでしょうか。

会社名等が記載されていない長形3号封筒に、110円切手を貼付して提出してください。

なお、宛名書きは不要です。

【工事】

営業所技術者等調書(福山市様式第3号)の記載方法を教えてください。

主たる営業所の営業所技術者等の専任状況について記載してください(市内業者のみ)。

なお、建設業の許可を有する全業種について記載してください。